

令和6年8月1日

## 健康経営の中期的目標の策定について

当財団では、平成23年度「鳥取県がん検診推進パートナー企業」として職員健診へのがん検診の受診勧奨及び受診率向上、平成28年度の「社員の健康づくり宣言事業所」として宣言し健康経営を推進している。また、「輝く女性活躍パワーアップ企業」として、女性の管理職登用、働き方の見直し等の中から、顕在化した健康経営上で達成すべき経営課題として「働きやすい職場環境の提供と心身ともに健全な職員による業務のパフォーマンス向上」を掲げている。

各職員から、働く環境改善のヒントを得るため、年2回の役員の職員面談を実施するとともに、法定健診以外に生活習慣病予防健診、がん検診を充実させている。併せて、産業保健スタッフが、その結果に基づき、一次予防として職員へ健全な生活習慣を指導することで生活習慣病の発生を抑制し、がん等の早期発見早期治療と併せて、職員の身体的なパフォーマンスの向上に繋げている。また、年齢と共に健康問題が発生して来ることの抑制あるいは対応にも有効であり、若年者から高齢者まで気持ちよくパフォーマンスを発揮できる環境の提供を目指している。心の面からも各職員がワークエンゲージメントを向上させるための数々の試みを行い、業務効率の向上を目指している。しかしながら、ワークエンゲージメントが低いこともあり、別添「健康経営指標について」の目標値を、令和8（2026）年度までとし達成を目指します。

## 目標「ワークエンゲージメントの向上」

### 《取組内容》

- ①健康診断から、健康診断受診率と医療機関（精密検査）受診率100%
  - ・生活習慣病予防健診・各種がん検診等の受診及び費用負担
  - ・女性の検診については特別休暇・費用負担として他の医療機関受診を認めている。
- ②ストレスチェックの実施
  - ・高ストレス者への面接指導
  - ・高ストレス者の外部機関斡旋
- ③喫煙率の削減
  - ・敷地内、公用車内、勤務時間内は禁煙
  - ・表彰制度（現在 対象者なし）
  - ・禁煙外来の補助利用（現在 対象者なし）
- ④時間外労働時間の削減
  - ・月最大30時間とし、25時間以上の対象者の把握と業務の見直し
  - ・時間外労働時間の平準化
  - ・正規職員の雇用増
- ⑤女性活躍
  - ・女性の管理職の増加
  - ・働きやすさの改善
- ⑥感染対策
  - ・各種ワクチン接種
  - ・機器・環境整備（マスク着用・消毒等）
  - ・感染把握と対応（検査及び特別休暇）・・・クラスターなし

新型コロナウイルス感染症への対策は、引き続き実施し、政府の提唱する「新しい生活様式」、日本産業衛生学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」に準拠し、職場環境の整備を図る。

全国健康保険協会鳥取県支部からの「企業健康度カルテ」の健康度ランクの改善を含む今後の取組

#### ◎ 健康度ランク 'C' 6項目の改善

運動習慣：日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施していない  
ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が遅い

食習慣：就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある  
朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を毎日摂取している

飲 酒：お酒を毎日飲む

睡 眠：睡眠で十分な休養がとれていない

【今後の取組】（上記に追加）

【運動習慣リスク低減】・・・定期的な運動習慣定着

##### ①各種チャレンジエクササイズ活動の深化

歩行、ラジオ体操、ストレッチ、ヨガなど職員全員を対象に案内及び参加勧奨して、今年度から運動の深化を目指し、参加者に対して健康診断時に体組成測定を実施し筋肉量の測定を行い、体重以外の数値的目標を設けることで、定期的な運動習慣の定着を目指す。

【食習慣リスクの低減】・・・食習慣の見直し

当財団の管理栄養士を用いて以下の施策を実行する。

##### ①栄養指導・相談窓口の設置

##### ②食事に関するセミナーの実施

##### ③間食の削減対策

##### ④夕食の時間の問題を解決する

③、④については、時間外労働、飲酒頻度も関係することから抜本的に検討する

【飲酒リスクの低減】

今後は産業医・保健師・衛生管理者等から、『毎日飲む』方へ直接呼びかけを行う。

【睡眠リスクの低減】

##### ①睡眠相談窓口を設置

今後は産業医・保健師等から、『十分休養がとれてない方』へ直接呼びかけを行う。

【ストレス軽減措置】

高ストレス者や高ストレスになりやすい全職員（新入職員・昇進した職員・部署異動した職員等）を対象に、臨床心理士の面談を実施する。高ストレス者の数が増加しました。メンタルヘルス対策は喫緊の課題と捉え、その要因の分析と共に、ワークライフバランスの実現をめざした施策を実施する。

【喫煙率低下】

禁煙治療への補助制度を設けていたが、制度の利用者はなし。また、表彰制度も参加者なし。今後は産業医・保健師・衛生管理者等から、60歳までの喫煙者に対し直接、禁煙の呼びかけを行い、喫煙率0%を目指す。